第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

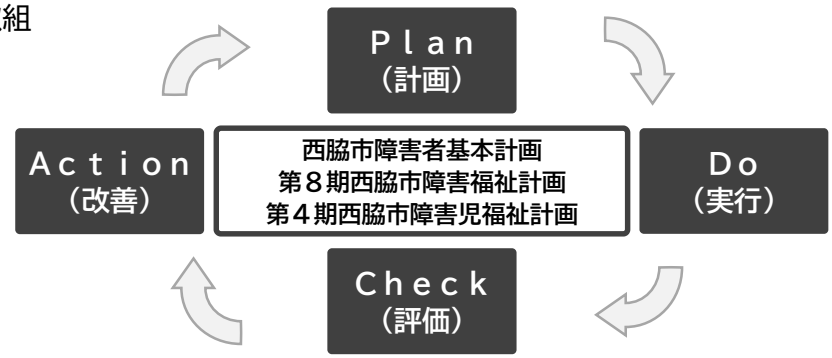
西脇市障害者地域支援協議会において、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について協議し、関係機関・団体、障害のある人等と連携しながら、計画の推進を図ります。

また、庁内においても、関係各課と連携しながら、横断的かつ効果的に施策の実施に努めます。

２　計画の進行管理

計画の推進に当たっては、計画(Plan:計画)に基づいた事業の実施(Do:実行)、進捗状況及び推進上の課題の把握に努めるとともに、行政内部の評価に加えて、西脇市障害者地域支援協議会において評価(Check:評価)を行い、外部の視点を活用(Action:改善)することにより、効果的なＰＤＣＡサイクルを行います。

■ＰＤＣＡサイクルの取組



３　国・県・近隣市町・事業所・地域等との連携

障害のある人や障害のある子どもの施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用、防災など幅広い分野にまたがります。市が主体となり、ライフステージを通じた切れ目のない支援を推進するとともに、広域的な対応が有効な場合は、国・県の助言を得て近隣市町と連携します。

特に、障害の重度化・高齢化や医療的ケア児への支援など圏域共通の課題については、「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」等を通じ、広域的な連携・協力を図り、サービス提供基盤の整備と質の向上に努めます。また、民間企業、医療機関、ＮＰＯ法人や社会福祉法人等との連携においては、ＩＣＴ等も活用し、迅速な情報共有と協力体制の強化を進めます。

少子高齢化や核家族化に伴い、複合的な課題を抱える世帯も増える中、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築がより一層重要になっています。市、社会福祉協議会を中心に、地域住民や関係機関等が一体となって「重層的支援体制整備事業」に取り組むことにより、「地域共生社会」の構築を進めます。